神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（令和元年6月25日規則第15号）で定める整備基準の見直しについて検討するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）整備基準等の見直し検討に関すること。

（２）その他必要と認められる事項。

（構成員等）

第4条　検討会議は、学識経験を有する者、建築物や施設に関する専門知識を有する者のうちから、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長が選任するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

２　委員は５人程度とする。

３　委員の任期は、令和４年５月27日から令和７年３月31日までとする。

（組織）

第５条　検討会議に、会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選により選任する。

３　会長は検討会議を招集し、会務を総理する。

４　副会長は、会長の指名したものをもってあて、会長に事故あるときはその職務を代理する。

５　委員は、特に支障がある時は代理者を検討会議に出席されることができる。

（意見聴取等）

第６条　会長は、必要により検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

（庶務）

第７条　検討会議に関する庶務は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課において処理することとし、必要に応じ庁内関係部局と調整する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年５月27日から施行する。

２　この要綱の施行後最初の検討会議の招集は福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長が行う。

附　則

この要綱は、令和５年１月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月18日から施行する。